

## 負担金の額は

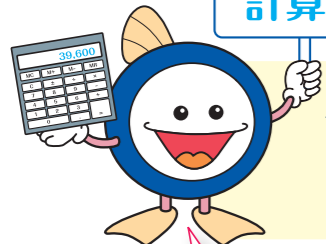
受益者のみなさまが負担する負担金の額は、みなさまが下水道が使えるようになった区域に、所有する土地ごとに1平方メートル当たり150円をかけて算出した額の合計となります。

### 負担金の額は



※負担金には、猶予又は減免の制度を設けています。詳しくはP8をご覧ください。

### 計算例

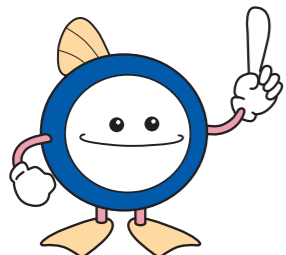


<264㎡（約80坪）の場合の負担金の計算例>

150円×264㎡＝39,600円 になります。

### 受益者負担金早見表

㎡	坪	円	㎡	坪	円
200	60	30,000	300	90	45,000
220	66	33,000	600	181	90,000
240	72	36,000	1,000	303	150,000
260	78	39,000	1,500	454	225,000
280	84	42,000	2,000	606	300,000



**負担は、その土地に対して1回だけです。**  
 支払い方法は、一括納付または分割納付(3年12期)のどちらかをえらぶことができます。  
 ※分割納付の場合、繰り上げて納付することができます。

※受益者負担金に、消費税はかかりません。

## 3年(12期)間で分割して納付をした場合

### 負担金の額が39,600円の場合

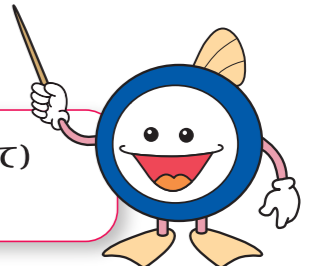
支払年度	期別	第1期	第2期	第3期	第4期
1年度目		3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
2年度目		3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
3年度目		3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
納期		7月1日～7月末日	9月1日～9月末日	11月1日～11月末日	1月4日～1月末日

## 一括納付報償金について

1年度目の第1期の納期に一括納付されますと

負担金額の10%

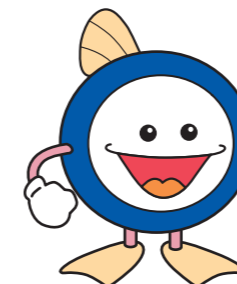
「一括納付報奨金」(100円未満切捨て)が交付されます。



## 分割納期中に受益者が変わったときは

受益者負担金の納付が完了するまでに、土地の売買などの理由により受益者の変更があり、残りの負担金を新しい受益者に納めていただく場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。

提出されませんと、旧受益者に負担金を納めていただくこととなりますのでご注意ください。



**必ず「受益者変更届」を提出してください。**